

自立支援医療費(更生医療)制度の手続きについて

手 続 きの 種 類

新規 再認定(更新) 医療機関・薬局・所得区分の変更認定
氏名・住所・被保険者証の変更届 再交付(汚損・破損・紛失)

- ① 自立支援医療費(更生医療)の各種申請・届出(新規・再認定・変更認定・再交付・変更届)
- ② 同意書(障害者総合支援法・児童福祉法用)
- ③ 認印(朱肉を使用するもの・シャチハタは不可)
- ④ 自立支援医療(更生医療)意見書 ・ 医療費概算内訳表
- ⑤ 自立支援医療受給者証(更生医療) ※交付されている方のみ
- ⑥ 公的医療保険の被保険者証
- ⑦ 身体障害者手帳 ※交付されている方のみ
- ⑧ 特定疾病療養受給者証 ※人工透析を受けている方は必ず持参ください。
- ⑨ その他公的医療制度の受給者証 ※重度心身障害児(者)医療費受給者証等交付されている方のみ
- ⑩ 遺族・労災・障害年金の受給額が分かるもの(通帳、年金振込通知書) ※ 年1月～12月
- ⑪ マイナンバーの通知カード又は個人番号カード
- ⑫ 本人確認の書類 (提示時において、有効なもの)

※A又はBのいずれかのもの

A: 写真表示のあるもの(下記より1点)

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B: 写真表示のないもの(下記より2点)

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)、
特定疾病療養受給者証、重度心身障害児(者)医療費受給者証等

- ⑬ 代理権の確認書類(代理人(本人以外の者)が手続きする場合)

※法定代理人(親権者・成年後見人等)の場合: 戸籍謄本・審判書・登記事項証明書等

※法定代理人以外(家族・施設職員等)の場合: 委任状

- ⑭ 代理人の本人確認の書類(提示時において、有効なもの。家族が手続きする場合も必要。)

※A又はBのいずれかのもの

A: 写真表示のあるもの(下記より1点)

個人番号カード、運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等

B: 写真表示のないもの(下記より2点)

公的医療保険・介護保険の被保険者証、年金手帳、自立支援医療受給者証(更生医療)等

【提出・問い合わせ先】

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係 (橋本市保健福祉センター内)

電 話: 0736-33-3708(直通)

業務時間: 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く。)